

令和2年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和2年7月3日（金）午後1時30分～
- 2 場所 ソフィアプラザビル、2階会議室
（大分市東春日町17番19号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、城戸 照子、清田 透、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：石本 健二、稲福 史、塩月 裕市、山田 功一、山本 悦子
使用者代表：飯田 聡一、小野 賢治、川野 みどり、藤野 久信
森竹 嗣夫
大分労働局：坂田 局長、岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長
金丸 室長補佐
- 4 議 題
 - (1) 大分地方最低賃金審議会委員の任命について
 - (2) 大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - (3) 令和2年度大分県最低賃金の改正決定諮問について
 - (4) 令和2年度大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
 - ①大分地方最低賃金審議会運営規程について
 - ②大分地方最低賃金審議会確認事項について
 - ③大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
 - ア 運営小委員会の委員の選出について
 - イ 委員長・同代理の選出について
 - (5) 令和2年度「大分県最低賃金に関する基礎調査」について
 - (6) その他

5 議事録

賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。
委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき誠に有難う
ございます。

本審議会には全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令

第5条第2項の規定により、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和2年度の大分地方最低賃金審議会として、初めての審議となりますので、会長と会長代理が選任されるまで、私の方で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

着座を進めさせていただきます。

初めに、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

労働局長

大分労働局長の坂田でございます。

労働基準部長

続きまして、労働基準部長の岡本でございます。

賃金室長

賃金室長の幡手です。よろしくお願いいたします。

室長補佐

次に、賃金室長補佐の金丸です。

賃金室長

円滑に審議会が運営されるよう、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題1の委員の任命についてですが、最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様は、第55期の委員に御就任いただいております。任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。

今期の委員の皆様につきましては、お手元の資料No.1「大分地方

最低賃金審議会委員名簿」で御確認願います。

申し訳ございませんが、時間の都合により、令和2年7月から新たに任命されました委員の方のみ、御紹介させていただきます。

使用者代表の小野委員でございます。

小野委員

大分県商工会連合会の小野でございます。

初めてですので、よろしく願いたします。

賃金室長

ありがとうございました。

なお、使用者代表の森竹委員におかれては、本日の審議会をもって退任されることとなっています。

賃金室長

続きまして議題2「会長・会長代理の選出について」に入ります。

会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、第24条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中から選出をお願いいたしたいと思っております。

本件について、どなたか御発言はございませんか。

荒井委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、清水委員に会長を、城戸委員に会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございました。

ただいま、荒井委員から会長に清水委員を、会長代理に城戸委員をお願いしたいとの御発言がございましたが、如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、会長を清水委員に、会長代理を城戸委員をお願いいたします。

それでは、清水会長には、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

会長を仰せつかりました清水です。昨年度に引き続き、今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、議題3の令和2年度大分県最低賃金の改正諮問についてに入ります。

本日、令和2年度の大分県最低賃金の改正に関し、労働局長から諮問があると聞いております。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、局長から最低賃金法第12条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

清水会長、坂田局長におかれましては、恐縮ですが中央にお進みください。

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けたところでです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

室長補佐

【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の地域別最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

労働局長

本日は御多忙の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから労働行政の推進に多大なる御尽力を賜っておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年に入り新型コロナウイルス感染症が、世界中に拡大し、多くの命と健康が奪われています。感染症の拡大により経済雇用分野をはじめ、様々な影響が出ており、本審議会についても、3月に予定していた審議会を中止させていただいたところです。

わが国では、全国を対象にした「緊急事態宣言」が5月25日に解除され、少しずつ制限が解除されつつありますが、いわゆる「第2波」に備え、引き続き、感染防止対策が求められており、本審議会においても、感染防止に努めながら進めてまいることとしておりますので、御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、本年度第1回目の大分地方最低賃金審議会の開催でございますが、第55期の本審議会委員の皆様には、昨年4月1日から令和3年3月末までの2年間の任期でお願いいたしているところでございます。昨年より御就任いただいている委員の皆様、また、本年より御就任いただく委員の皆様には、社会的にも最低賃金につ

いて関心が高まる状況の中、ご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

先程、本年度の地域別最低賃金の改定について諮問をさせていただきました。

6月3日に開催された第8回目の「全世代型社会保障検討会議」では、最低賃金及び少子化社会対策を議題に議論がなされ、出席された労使団体代表からの意見を踏まえ、安倍総理は、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」と政府としての考え方が示され、さらに、総理は厚生労働大臣に対し、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」指示がなされたところであります。

中央最低賃金審議会の目安金額の審議においては、このように新型コロナウイルスによる経済雇用情勢を考慮した検討が行われるものと考えます。

大分県の現在の雇用情勢については、令和2年5月の有効求人倍率は、5か月連続して低下し、前月より0.09ポイント減の1.18倍となり、また、正社員有効求人倍率は、平成29年5月以来36か月ぶりに0.9倍台となる0.99倍と、新型コロナウイルスによる雇用の影響を一層注視する必要があると考えています。

大分県では、各自治体や使用者団体などが様々な支援策を講じていただくことにより、多くの事業主の皆様が、全力で雇用維持に取り組んでいただいております。大分労働局におきましても、雇用調整助成金をはじめとした各種支援を迅速に事業主の皆様にお届けできるよう、体制強化を図りながら取り組んでいるところです。引き続き、第2次補正予算で拡充した雇用調整助成金等を活用いただき、労使各位にも御協力いただきながら、雇用の維持、事業の継続、安心できる生活・くらしを確保してまいりたいと考えています。

各委員に皆様におかれましては、こうした状況についても考慮いただきながら、さらに、例年、時間的にも厳しい制約もある中で御審議をお願いするなど、大変な御苦勞をおかけすることになるかと思われませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

次に、昨年度の地域別最低賃金の審議状況について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.2-1を御覧ください。

令和元年度における地域別最低賃金等の審議状況を記載しております。地域別最低賃金の審議状況は、7月1日開催の本審議会にて改正諮問を行った後、大分県最低賃金専門部会を設け、7月12日に第1回を開催し、7月23日に実地視察、7月25日に実地視察結果報告、賃金実態調査結果報告、参考人意見聴取を行い、8月1日の中央最低賃金審議会の目安伝達後、計3回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致の結論とはならず、8月5日に開催された本審議会において、最低賃金審議会令第5条第3項による採決を経て、公・労側賛成、使側反対で結審となり、答申をいただきました。

その後、8月19日付けで大分県労働組合総連合より異議申出がなされ、8月21日の本審議会において異議申出の取扱いについてご審議いただき、8月5日の答申どおりの決定となりました。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

【意見等なし】

会 長

なければ、地域別最低賃金改正等、本年度の審議会、部会の運営につ

いて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.2-2を御覧ください。

今後の審議会の流れとしましては、専門部会委員の推薦公示などの手続きを行い、7月13日に専門部会を設置し、調査審議をお願いする予定としております。

専門部会では、例年、事業場実地視察、参考人意見聴取等を行ってきたところですが、事業場実地視察につきましては、コロナウイルス感染症防止策を私どもも確実に講じたうえで、さらに受け入れていただく事業場にも防止対策をお願いする必要があり、受入事業場に多大な負担をおかけすることが想定されますことから中止とさせていただきたいと考えています。

参考人意見聴取については、7月29日に実施することとし、7月31日に中央最低賃金審議会の目安伝達、その後、専門部会において金額審議を行っていただき、8月5日まで専門部会を開催する予定です。8月5日午後1時30分から本審議会を開催し専門部会の報告をいただき、改定決定答申を行いたいと思っております。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月21日（金）10時から、異議審議を開催することとしております。

会 長

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、実地視察を中止したいとの提案がありましたが、これらを含めて、ただ今の事務局の説明に対して、何か質問、意見等はありませんか。

石本委員

29日の参考人聴取も1人にしてはどうですか。

藤野委員

それでいいのではないのでしょうか。

会 長

ただ今の御意見で、参考人聴取は1名ずつということによろしいのでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただ今の事務局から提案の日程で審議を進めることとし、実地調査については、中止することとし、参考人聴取は1名ずつということといたします。

次に、議題4「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入ります。

賃金室長

まず、議題4の①についてですが、本審議会の運営規程をお手元の資料No.3-1として配付しています。

この運営規程は、本審議会を運営するにあたり、取扱いを定めたものでございます。第2条に会議の招集は、会長、大分労働局長、5人以上委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催要求があったときは会長が行う、第6条に会議は、原則公開とする。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができること等が規定されています。

本年度も、この運営規定の内容で御審議をいただければと考えております。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か御質問、御意見はございませんか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは、本審議会は、この運営規程に基づき運営することとします。

次に、議題4の②「大分地方最低賃金審議会確認事項について」に入りますが、この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

昨年度の審議会で運用していた「大分地方最低賃金審議会確認」を資料No.3-2として添付しています。

内容の概要を申し上げますと、確認事項1については、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

確認事項2については、審議会の議決は審議会令第5条第3項によるが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項3については、審議は原則として午後5時までとするという取扱いの確認です。

確認事項4については、「平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力すること、必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会で御検討いただいているところです。

今年度につきましても、既に令和2年2月28日付けで意向表明がなされており、労働側より正式に改正申し出が予測される6業種

の特定最低賃金の改正の必要性の有無については、事務局としては、例年どおり運営小委員会で検討を行うこととして差し支えないのではないかと考えております。

確認事項5については、本年度の特定最低賃金の発効日に関するものですが、例年のとおり12月25日を目途にすることについての確認です。

これまで現行6産別の発効日を統一するという考え方に立つもので、発効日は例年どおり12月25日とすることを本審で確認いただくこととしております。

会 長

ただ今の事務局の説明について、何か質問、意見等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、本年度の審議会についても、この確認事項を踏まえて審議することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布してください。

【確認事項を配布】

会 長

本年度の審議会、部会の運営に当たっては、できるだけ審議の効率化を図っていくとともに、全会一致の結論が得られるよう各委員に御協力をよろしくお願いいたします。

次に議題4の③「運営小委員会規程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

運営小委員会は、審議会の運営規程の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。」と定められていることから、審議会、専門部会の運営に関する細目的な事項等を検討するために設けられているものです。

また、運営小委員会規程の改廃は、運営小委員会規程第8条に「この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。」と定められています。

お手元の資料No.3-3をご覧ください。

この運営小委員会規程は、運営小委員会をどのように運営していくかについての取扱いを定めたものです。運営小委員会は、公労使各委員3名をもって組織する、委員は審議会の委員から選出する、小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く、小委員会委員長、審議会会長、大分労働局長及び3名以上の委員から請求があった時は小委員会委員長が会議を招集すること等が定められています。本年度もこの運営小委員会規程の内容でご審議いただければと考えております。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは、本年度の運営小委員会につきましても、この運営小委員会規程に基づき運営することとします。

次に議題4の③のア「運営小委員会の委員の選出について」に入ります。この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、委員の皆様にご了解いただきました運営小委員会規程に基づき、委員を選出いただきたいと思います。

運営小委員会の委員は、審議会において労使各側より御指名いただき、それに基づいて決定させていただいております。今年度についても、例年どおり各側委員より御指名いただき、この場で委員の決定をお願いしたいしたいと思います。

会 長

ただ今の説明に対して、何か質問はございませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、各側より今年度の運営小委員会委員の御指名をいただき、この場で決定することといたします。

では労働者側は、どなたが運営小委員会の委員をされる予定となっているか、報告をお願いしたいと思います。

石本委員

労働者側は、稲福委員、塩月委員と私、石本の3名が担当いたします。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、飯田委員、森竹委員の後任の方、そして私、藤野の3名が担当する予定としています。

会 長

公益は、いかがですか。

城戸委員

清水委員、松隈委員、そして私、城戸の3名が担当いたします。

会 長

ありがとうございます。

それでは、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、城戸委員、松隈委員、私、清水。

労働者側が、石本委員、稲福委員、塩月委員。

使用者側が、藤野委員、飯田委員、森竹委員の後任の方ということになります。以上の9名の委員ということよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

議題4の③のイ「委員長・同代理の選出について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

例年ですと、5月の本審開催日に運営小委員会を開催して、委員長・委員長代理を選出の上、審議し、7月の本審で運営小委員会報告を確認することとしていましたが、本年から5月の本審は行わないこととなりましたので、本会議において、これらを御審議いただきたいと思っております。

会 長

運営小委員会規程第4条第2項により、委員長と代理は公益委員の中から決めることとなっています。どなたか御意見はございますか。

松隈委員

城戸委員を委員長に、清水委員を委員長代理にお願いしたいと思

いますが如何でしょうか。

会 長

ただ今、松隈委員から、委員長に城戸委員を、委員長代理に私、清水をとの御提案がございました。これについて御意見はございませんか。

【異議なし】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は城戸委員に、委員長代理は清水が就くことといたします。

それでは、委員長の城戸委員から御挨拶をいただきたいと思えます。

城戸委員

運営小委員会の運営にあたりましては、小委員会の業務、特定のジャンルについて事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うという業務が、今年のイレギュラーな形も予想される中で、どれほどの仕事があるか、現時点では不明であります。例年どおりやっていきたいと思えます。

どうぞよろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

では、運営小委員会の日程等について、事務局より説明をお願いします。

賃金室長

運営小委員会につきましては、8月19日(水)13時30分から、特定最賃の改定必要性の有無について及び参考人意見聴取などの御審議いただきたいと思っております。

会 長

ただ今の事務局の説明について意見、質問等はありませんか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは、次に、議題5の令和2年度「最低賃金に関する基礎調査について」に入ります。

事務局に、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.4を御覧ください。

最低賃金に関する基礎調査は、大分地方最低賃金審議会における、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正等の審議に資するため、賃金実態を把握することを目的として、毎年実施しております。

調査対象は、大分県内の民営事業所で労働者数が100人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版印刷業と、30人未満の卸売・小売業、飲食店、宿泊業、娯楽業、医療、福祉業及びサービス業です。なお、総合スーパー及び百貨店につきましては、常用労働者50人以上となります。

調査の項目は、令和2年6月1日現在の労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種、賃金形態、基本給額、手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数等です。

調査は7月末までに終了予定で、地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議に必要な産業ごとに、最低賃金の対象となる賃金を月または日の所定労働時間数で除して1時間当たりの賃金額に算定しなおし、金額別労働者数の分布表を作成することとしています。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

森竹委員

特定最賃について、私は非鉄金属を担当していますが、昨年も議論させていただいたのですが、この調査票の対象事業所数が非常に少ない。少ない中で他の職種と同じような形で審議会資料として出され、そのデータが他のデータと同じ扱いで議論すると、対象の経営者側の方から、こんなに少ないデータでは、非鉄金属の実態が反映されていないのではという疑義がありました。今回の調査を取りまとめの時に、他の業種と同等の扱いをされると、判断に違和感がございますので、御検討していただきたい。

会 長

ただ今の御意見は、事務局の方で受け賜っていただくということ
でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

会 長

その他、御意見等はございますか。

清田委員

調査は6月1日現在なのですが、コロナウィルスの関係で影響は
どうですか。

室長補佐

6月末時点で、今も督促をかけているところですが、基礎調査の
調査数全体で1875件、県下の事業所に送付させていただいてお
ります。現在のところ、地域最賃対象事業所については約45%の
回収、特定最賃の事業所については、約7割の回収となっております。
業種で見ますと、サービス業、卸小売業、その他のサービス業
の回収率が低い状況です。また、宛先不明の事業所も多数あります。
全体の回収率としては、昨年が59%の回収率でしたので、今年も

同水準に行くのか行かないのか微妙なところです。

労働基準部長

今、様々な政府統計調査を実施していますが、コロナの影響で、事業者からはこんな調査をやっている暇はないという状況があるため、回収率が下がるのではないかとといった心配があります。もう一つは、御質問の御趣旨はコロナの経済の影響だということだと思います。この調査は6月1日時点ということなので、コロナの影響が出て賃金を引き下げるかもしれないということです。これについては、日本の場合は、賃金の硬直率が高いというか、1回上げた賃金を下げづらいところがあるので、下げること自体は少ないのではないかと思います。今、督促をしているところで、まだ集計に入っておりませんので、まさにどのような状況になるのか我々としても開けてみないとわかりませんが、今申し上げた可能性があるのではないかと考えております。

藤野委員

全国、同様な傾向が、どこの地域でも見られると思いますので、そういったことを横並びに見ながら、大分県の状況判断が必要になってくると思います。

森竹委員

なかなか通常のように反映せずに、イレギュラーな状況ですので、その辺を配慮していただきたい。

会 長

その他、御意見等はございますか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは最後に、議題6「その他」に入ります。事務局から説明

をお願いします。

賃金室長

お手元に「最低賃金決定要覧」令和2年度版を配付させていただいておりますので、審議会での参考にしていただければと思います。

会 長

では、その他、各委員から質問や御意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

賃金室長

森竹委員より資料をお預かりしておりますので、配布いたします。

森竹委員

今回をもちまして最低賃金の委員を辞することになります。

大変、長い間ありがとうございました。

先ほど、局長のあいさつにもありましたので、詳しくは申し上げませんが、先ほど来話題になっております、コロナウイルスの影響で日本全体の経済、とりわけ中小企業、小規模事業所等が大変厳しい状況にあります。4月の時点で、経済3団体が政府に対して、当初目標としている1000円については、しっかり頑張っていきたいですけれども、今年の最低賃金の協議については、コロナ等もろもろの状況を勘案しながら協議をいたしたいと政府に対し要望し、十分勘案して協議とするという回答を得ております。最賃を上げることに對しては、いささかも抵抗はございませんが、ただ、賃上げの率については、こういう風な状況を勘案していただき、今回、委員の皆様方には、紳士的な議論をぜひともお願いしたいということで、資料を提出させていただきました。

会 長

ただ今の森竹委員の御意見を踏まえながら、審議を進めてまいり

たいと思います

その他に御発言等がございますでしょうか。

【発言等なし】

会 長

それでは、最後に本日の審議会をもって、委員を退任されます。
森竹委員から御挨拶をいただきたいと思います。

森竹委員

この4年間の中で、最初の初年度は、委員として最賃の在り方を勉強させていただきました。その際の基本的な、最賃を決定するにあたっては、GDPであるとか、物価の上昇率、地域の賃金の状況であるとか、もろもろの状況を勘案しながら、労使協議していくことを勉強しました。政労使で1000円を目指していく取り決めは理解できますが、政府の目安額というのが、近年の経済状況等を全く無視した形で、目安額が出てくるものですから、本来ですと、もう少し労側と建設的な議論をしたいのですが、基礎が崩れたまま、議論をしていくため、その点については大変残念と思っております。いち早く、元の形の戻るのか、最賃の本来の決定の在り方等について、もう一度、皆様方が建設的な議論できるように、そういう制度整備についても、是非ともお願いをいたしたい要望を申し上げて、最後のあいさつにいたします。

大変、ありがとうございました。

会 長

森竹委員におかれましては、長年にわたる使用者側委員として御審議いただき、大変お疲れ様でした。

会 長

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録署名委員は、石本委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。